

北海道版構造改革・地域再生特区（「北海道チャレンジパートナー特区」）  
に係る計画認定について

平成27年3月9日付けで余市町から申請のあった次のチャレンジパートナー特区に係る計画を認定しましたので、公表いたします。

申請主体	余市町
計画の名称	余市町グリーンツーリズム推進特区
特区の範囲	余市町全域
計画の概要	<p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・農家民宿事業を推進することにより、滞在型の農作業体験による都市との共生及び対流事業の充実を目指す</li><li>・国の構造改革特別区域法による酒税法の特例措置（ワイン特区）を活用するとともに、北海道チャレンジパートナー特区の特例措置である「北海道食品衛生法施行条例における施設基準の緩和」措置を受けながら、地元農業者が自ら栽培した農作物等を活用した料理や自家製果実酒を提供することにより一般客の受け入れを目指す</li><li>・事業の推進により都市住民との交流を進めることで、販路拡大による農家所得の向上を図るとともに、農業の6次産業化を推進する</li></ul> <p>効果</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域特産品の開発及びブランド化による認知度の向上</li><li>・果樹産地の再構築による農業振興</li><li>・交流人口の増加による地域の活性化</li></ul>
道に求める支援措置等の内容	北海道食品衛生法施行条例における施設基準の緩和条件の適用 特区認定を受けた市町村に所在する農業体験民宿において、飲食店を営業する場合の施設基準の緩和
認定年月日	平成27年5月7日

なお、上記チャレンジパートナー特区は、認定第6号です。

余市町のチャレンジパートナー特区計画（変更）は、以下をご覧ください。

## 北海道チャレンジパートナー特区計画

- 1 北海道チャレンジパートナー特区計画（以下「計画」という。）の作成主体の名称  
余市町
- 2 北海道チャレンジパートナー特区（以下「特区」という。）の名称  
余市町グリーンツーリズム推進特区
- 3 特区の範囲  
余市町全域

### 4 特区の特性

余市町は、北海道南西部の積丹半島の基部に位置し、札幌市から西に32kmの都市近郊に位置し、北は日本海に面し、他の三方は緩やかな丘陵地に囲まれ、面積は140.6km<sup>2</sup>を有する人口約20,000人の町である。

本町は、ニセコ積丹小樽海岸国定公園の一部になっており、美しい景観に囲まれた海岸線や河川流域は観光価値が高く、数多くの遺跡等の文化財とともに観光資源として、活用が図られている。

本町の基幹産業である農業は、果樹や施設野菜の生産が中心となっているが、高齢化、担い手不足が進行し、農業者人口は減少している。本町の農家戸数は、平成7年には561戸あったものが、平成22年には405戸となり、28ポイント減少している。また、経営主の平均年齢は61.0歳で、うち60歳以上の農業者が占める割合は80.6%となっている。

果樹生産については、明治8年に開拓使から配られたりんごの苗木が明治12年に実をつけて以来、大正元年に東北帝国大学（現北海道大学）の余市果樹園が設置されるなど、北海道の果樹生産の拠点として発展してきた。また、ぶどうは大正9年頃から栽培されており、以後、りんごとともに、本町の果樹生産の中核となっている。

農産物価格の低迷や資材高騰が続く中、今後、農業従事者の高齢化や兼業化により、生産構造の脆弱化は急速に進行することが予想されることから、農業を産業基盤として生き残りを図るためには、農業者の法人化や集落営農の組織化に取り組みコスト低減を進める必要があるほか、都市近郊に位置した立地条件を最大限に活用した都市との共生・対流を積極的に進めることが重要な課題となっている。

### 5 計画の意義

#### (1) 現状等

本町農業の中核となる作物である果樹栽培は、消費並びに価格とも低迷を続けており、高齢化も進む中、農業者は大変厳しい経営状況に追い込まれている。

こうした状況の中、農産品に付加価値を付けるための6次産業化に取り組み、果樹産地としての知名度アップと、新規就農者の積極的な獲得に向け、関係機関の協力のもと各種の取り組みを進めてきた。とりわけ、全国一位の生産量を誇る、ワインぶどうの産地である特性を生かすことにより、改めて果樹産地としての振興を図る事を目的とし、平成23年11月に、国の構造改革特別区域法による「北のフルーツ王国よいちワイン特区」の認定を受けている。

## (2) 意義

本町においては、古くから観光農園や農産物の直売所などの取り組みが行われ、生産者と都市住民の交流による生産・販売を核としたグリーンツーリズムの基礎となる環境は形成されている。

また、ワイン特区認定により、農家民宿等を営む農業者が自ら生産した果実を原料としてワインやリキュールを製造し、提供することが可能となっており農家民宿や農家レストランを営む環境も整備されてきている。農家民宿やワイナリーに宿泊しながら、ゆっくりとワインテイastingやヴィンヤード、地域の風土や文化を体験できる体制を整備することで、グリーンツーリズムの推進、また、地域農業のイメージアップが期待できる。

## 6 計画の目標

農家民宿事業を推進することにより、滞在型の農作業体験による都市との共生・対流事業の充実を目指すものである。

また、国の構造改革特別区域法による酒税法の特例措置(707)を活用するとともに、北海道チャレンジパートナー特区の特例措置である「北海道食品衛生法施行条例における施設基準の緩和」措置を受けながら、地元農業者が自ら栽培した農作物等を活用した料理や自家製果実酒を提供することにより一般客の受け入れを目指す。

更に、同事業の推進による都市住民との交流を進めることにより、販路拡大による農家所得の向上を図るとともに、農業の6次産業化を推進する。

### 数値目標

	平成26年度	平成28年度	平成30年度
北海道食品衛生法施行条例における施設基準の緩和措置の適用(件)	1	1	2
農家民宿の宿泊者(人)	10	40	100
農業体験者数(人)	62,000	64,000	66,000
ぶどう耕作面積(ha)	393	396	400
ぶどう生産量(t)	3,700	4,000	4,100

## 7 計画の実施が特区に及ぼす地域活性化の効果

### (1) 地域特産品の開発及びブランド化による認知度の向上

本町は、高品質なワインぶどうの産地として、ワインメーカーや関係者からの関心が寄せられており、ワインの生産者や生産量が増加することで、本町の特産

品としての認知度が高まる。

また、複数の生産者がそれぞれ個性を持ったワインを醸造することで、ファンやリピーターを確保し、又町内外におけるワイン関連産業が活性化され、「ワインの産地＝余市町」としてのブランド化が図られる。

併せて、リキュールの醸造も行うことにより、本町特産果実からできる多様な酒類を提供することができ、地域ブランドの更なる充実を図ることができる。

#### (2) 果樹産地の再構築による農業振興

生食用ぶどうと比較して、機械化が可能なワインぶどうの生産が拡大することで、経営規模の拡大が図られるとともに、農閑期にワイン醸造作業を行うため、労働力の分散にも繋がり、経営の改善が図られる。

また、ワインぶどう以外の果実をワインやリキュールの原料に用いることで、規格外品の有効利用が可能になるとともに、高付加価値化による農業収入の増加が見込まれる。

#### (3) 交流人口の増加による地域の活性化

ワインぶどうの栽培や収穫、仕込み体験の実施、ワイナリー巡り、テイスティングをしながら、生産者から直接ワイン造りの苦労話を聞くなど、参加型のメニューが加わることにより、その産地に愛着をもって、ワインを飲んでもらうことができる。さらに、新たな客層の誘致や都市と農村交流の拡大が図られ、これまで埋もれていた地域資源を再認識し、潜在的な地域のポテンシャルを効果的に顕在化させることで、新しい地域の魅力を発見することに繋がる。

これらの効果を高めるため、農業と他産業の連携強化を推進する。

### 8 特定事業の名称

北海道食品衛生法施行条例における施設基準の緩和措置の適用

### 9 特区において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の計画の実施に関し市町村等が必要と認める事項

#### (1) 農業振興施策の推進

北海道内最大の果樹産地として、消費者ニーズの高い高品質作物の安定生産を進めるため、余市町果樹産地構造改革計画を推進し、ワイン・リキュール生産を側面から支援していく。

#### (2) 安全・安心な農産物の生産

消費者ニーズに応えられる安全・安心・高品質な農産物を安定して供給できる生産体制を構築するため、エコファーマー制度及び北のクリーン農産物表示制度（YES!clean）の普及と認定を促進し、減農薬による生産の拡大を図る。

#### (3) 担い手の確保、育成及び経営基盤の強化

「余市町新規就農活動支援センター」を核に、関係機関が連携して、新規就農者及び農業後継者の確保、育成を図る。特に、I・Uターンの新規就農希望者に

については、就農相談から始まり、研修から新規就農まで総合的に支援し、将来の地域農業の担い手を育てる。また、認定農業者等担い手に対しては、その経営改善に必要な支援を行う。

( 4 ) 農地流動化支援

担い手の育成、新規就農者の受け入れ等を積極的に行うとともに、本制度の活用により、生食用と比較して、機械化が可能なワインぶどうの生産拡大を図り、農地の流動化を進める。

## 別 紙

### 1 特定事業の名称

北海道食品衛生法施行条例における施設基準の緩和措置の適用

### 2 当該特例措置等の適用を受けようとする者

旅館業法（簡易宿所営業）の許可を受けた農業者

### 3 当該特例措置等の適用の開始の日

北海道チャレンジパートナー特区の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

余市町におけるグリーンツーリズムを推進するため、農家民宿等における飲食店営業の施設基準の緩和措置を適用する。

### 5 当該特例措置等の内容

営業施設を家庭用台所として、兼用することを認める。

調理場と客席の間仕切りを不要とする。

シンクについて、提供数、食事の種類によって一槽でも対応可能とする。

## 余市町グリーン・ツーリズム特区における主な農業体験メニュー

メ ニ ュ ー		内 容
くだもの狩り & 加工品作り体験コース	さくらんぼコース (7月)	現地集合・説明会 さくらんぼ狩り 昼食 ジャム作りにチャレンジ 試食 農産物直売所にてお買い物 解散
	ブルーベリーコース (7月)	現地集合・説明会 ブルーベリー狩り 昼食 ジャム作りにチャレンジ 試食 農産物直売所にてお買い物 解散
	りんごコース (9月～10月)	現地集合・説明会 りんご狩り 昼食 アップルパイ作りにチャレンジ 試食 農産物直売所にてお買い物 解散
	ぶどうコース (9月～10月)	現地集合・説明会 りんご狩り 昼食 ジュース作りにチャレンジ 試食 農産物直売所にてお買い物 解散
	プルーンコース (9月～10月)	現地集合・説明会 りんご狩り 昼食 ジャム作りにチャレンジ 試食 農産物直売所にてお買い物 解散
	ワインコース (10月)	現地集合・説明会 ワイン用ぶどう狩り 昼食 ワイン作りにチャレンジ 試食 農産物直売所にてお買い物 解散
野菜収穫 & 調理体験コース	トマトコース (7月～10月)	現地集合・説明会 トマト狩り 昼食 トマトケチャップ作りにチャレンジ 試食 農産物直売所にてお買い物 解散
	かぼちゃコース (10月)	現地集合・説明会 かぼちゃ狩り 昼食 スイーツ作りにチャレンジ 試食 農産物直売所にてお買い物 解散
自然散策 & 山菜狩りコース	春の山菜コース (5月～6月)	現地集合・説明会 山菜狩り 昼食 山菜の調理・保存方法学習 試食 農産物直売所にてお買い物 解散
	キノコ狩りコース (10月)	現地集合・説明会 キノコ狩り 昼食 キノコの調理・保存方法学習 試食 農産物直売所にてお買い物 解散